

# 令和 8 ・ 9 年度薩摩川内市建設工事入札参加資格について

## 1 入札参加資格の基準について

- (1) 建設業法（昭和 2 4 年法律第 1 0 0 号）に基づく建設工事には、2 9 の種類があり、それぞれに許可が必要とされるが、次に掲げる建設工事の種類（以下「指定工種」という。）の入札に参加できる者は、本市の総合点を有する企業とする。

| 建設工事の種類   | 略語 |
|-----------|----|
| 1) 土木一式工事 | 土  |
| 2) 建築一式工事 | 建  |
| 3) 電気工事   | 電  |
| 4) 管工事    | 管  |
| 5) ほ装工事   | ほ  |
| 6) 造園工事   | 園  |

- (2) 本市の総合点を有する企業については、次のとおり区分する。

### ア 【市内業者】

次の ⑦ 又は ⑧ のいずれかに該当する者

- ⑦ 令和 6 ・ 7 年度薩摩川内市建設工事入札参加資格において、総合点を有した者（準市内業者及びみなし業者を除く。）
- ⑧ 以下の全てを満たしている者
- a 本市の区域内に、建設業法第 3 条に規定する主たる営業所（ただし、登記簿に本店として登記されていること。）を設けて、営業していること。
  - b 営業所の設置期間が 1 0 年以上であること。（起算日：最初に建設業許可を受けた日）ただし、次の要件のいずれにも該当する場合は、この限りでない。
    - ① 営業所の設置期間が、令和 8 年 7 月 1 日から令和 1 0 年 6 月 3 0 日までの間に 1 0 年に達することが見込まれること。（起算日：最初に建設業許可を受けた日）
    - ② 過去 2 年間に本市発注の建設工事を元請として受注し、その工事成績に 6 5 点未満がないこと。
    - ③ 過去において本市から指名停止措置を受けていないこと。
  - c 建設業許可があり、経営事項審査を受けていること。
  - d 本市発注工事（随意契約を含む。）において、元請としての受注実績があること。
  - e 使用人数が 3 人以上（経営事務の管理責任者：1 人、専任で主任技術者となり得る者：1 人、経理事務を担当する者：1 人）であること。
  - f 市税（法人市民税、固定資産税等）の滞納がないこと。
  - g 看板等営業所であることを対外的に表示していること。
  - h 電気料金等公共料金の負担を証明できること。
  - i 常時契約を締結する事務所であること。

#### イ 【準市内業者】

以下の全てを満たしている者

- (ア) 本市の区域内に、建設業法第3条に規定する主たる営業所（ただし、登記簿に本店として登記されていること。）を設けて、営業していること。
- (イ) 営業所の設置期間が1年以上であること。（起算日：最初に建設業許可を受けた日）
- (ロ) 建設業許可があり、経営事項審査を受けていること。
- (ハ) 本市発注工事（随意契約を含む。）について、受注実績があること。
- (ニ) 使用人数が3人以上（経営事務の管理責任者：1人、専任で主任技術者となり得る者：1人、経理事務を担当する者：1人）であること。
- (ホ) 市税（法人市民税、固定資産税等）の滞納がないこと。
- (ヘ) 看板等営業所であることを対外的に表示していること。
- (ヘ) 電気料金等公共料金の負担を証明できること。
- (ヘ) 常時契約を締結する事務所であること。
- (コ) 鹿児島県から総合点を受けていること。

#### ウ 【みなし業者】

令和6・7年度薩摩川内市建設工事入札参加資格において、「みなし業者」と判定した者で、初回判定時の本市内での営業所の体制を現在も維持する者

(3) 「準市内業者」又は「みなし業者」が参加できる指定工種の入札は、当該入札公告の「発注区分・条件」の定めるところによる。

(4) 本市の総合点は、次に掲げるところにより積算する。

ア 令和7・8年度鹿児島県建設工事入札参加資格における格付基準に定める「総合点」を、本市の「客観点」とし、これに本市が算定する「主観点」を加えたものを本市の「総合点」とする。（総合点＝客観点＋主観点）

#### イ 主観点

次の(ア)から(イ)までに掲げるところにより算定した点数とする。

##### (ア) 工事成績・施工実績の換算

本市が発注した工事の発注工事種別ごとに、それぞれの受注者の請負金額の合計額及び当該工事に係る工事成績の平均点に応じ、鹿児島県の工事成績・施工実績評価換算表を準用して算定した点数とする。

| 建設工事の種類 | 対象年度           | 年数 |
|---------|----------------|----|
| 土木一式工事  | 令和4年度から令和7年度まで | 4年 |
| ほ装工事    |                |    |
| 建築一式工事  | 令和2年度から令和7年度まで | 6年 |
| 電気工事    |                |    |
| 管工事     |                |    |
| 造園工事    |                |    |

(イ) 災害復旧工事の受注実績

令和6・7年度に本市災害復旧工事を競争入札で受注した業者に対し、次の計算式により受注工事種別ごとに算出した点数を、各指定工種において50点を上限として加点する。

- ・ 予定価格（税抜価格）500万円未満の災害復旧工事の受注件数×10点
- ・ 予定価格（税抜価格）500万円以上の災害復旧工事の受注件数×5点

(ロ) 地域貢献

a 消防団活動

本市消防団は地域社会に奉仕する活動を行っており、地域の安全・安心に寄与していることから、次に掲げる区分により、該当する企業に対し、加点する。ただし、(a)、(b)合計で最高40点を限度とする。

- (a) 薩摩川内市消防団協力事業所の認定を受けている企業 6点

(※ 令和8年3月31日までに本市（消防局）へ申請し、又は消防団長等により推薦され、その後認定を受けた企業を対象とする。)

- (b) 本市消防団員が在籍している企業 (消防団員1人につき) 2点

b 高齢化が著しい町内での支援活動

高齢化が著しい町内での支援について、当該支援活動を行った企業に対し、各年度（令和6・7年度）の活動につき、各10点を加点する。ただし、最高20点を限度とする。

※ 高齢化が著しい町内とは…薩摩川内市の統計データにある、「町別・年齢人口「年齢分類別地域町別一覧表」（毎年4月1日現在）」の65歳以上の者の人口の割合が50パーセント以上である町内

c 公共施設等へのボランティア活動

本市の公共施設等においてボランティア活動を行った企業に対し、各年度（令和6・7年度）の活動につき、各10点を加点する。ただし、最高20点を限度とする。

(※ b c 双方に該当する活動にあつては、いずれか一方の加点対象とする。)

(ハ) 災害協定の締結

本市と災害協定を締結している団体、又は締結している団体と災害相互協力協定を締結する団体の会員に対して、20点を加点する。

(ニ) 表彰実績

平成28年度から令和7年度までの間において、薩摩川内市優良建設工事施工企業等表彰実施要綱（平成19年薩摩川内市告示第490号）に基づき表彰を受けた企業に対して、各年度において40点を上限として次に掲げる区分により加点する。ただし、表彰対象となった部門に該当する建設工事の種類についてのみ加点する。

- a 最優良建設工事施工企業表彰を受けた企業 40点

- b 優良建設工事施工企業表彰を受けた企業 20点

(ホ) 保護観察対象者の雇用支援

鹿児島県協力雇用主会又はNPO法人鹿児島県就労支援事業者機構に登録している企業に対し、2点を加点する。

(ヘ) 担い手確保

- a 若手活躍を推進するため、若手技術者（令和7年8月1日以前から継続して雇用されている、平成3年2月2日以降に生まれた有資格技術職員）を雇用する企業に対し、当該技術者1人につき2点を加点する。

- b 女性活躍を推進するため、女性技術者（有資格技術職員）を雇用する企業に対し、当

該技術者 1 人につき 2 点を加点する。

(※ a b 双方に該当する技術者にあつては、いずれか一方の加点対象とする。)

(㌘) 働き方改革推進

仕事と生活を両立しやすい環境の整備等を推進するため、イクボス宣言を行い、本市（コミュニティ課）に届出を行っている企業に対し、2 点を加点する。

(㌙) S D G s 及びカーボンニュートラル達成への取組

薩摩川内市 S D G s チャレンジパートナー制度（第 1 2 回までを対象とする。）への登録企業に対し、2 点を加点する。

(㌚) 指名停止措置等

薩摩川内市建設工事等有資格業者の指名停止に関する要綱（令和 3 年薩摩川内市訓令第 2 号）に基づき指名停止を受けた企業及び本市が発注した工事の受注者で、当該工事に遅延が生じたものについては、次に掲げるところにより減点する。

|          |                 |             |
|----------|-----------------|-------------|
| a 指名停止措置 | 3 箇月未満          | 回数×（－1 2 点） |
|          | 3 箇月以上 6 箇月未満   | 回数×（－2 3 点） |
|          | 6 箇月以上          | 回数×（－3 6 点） |
| b 工事遅延   | 1 5 日以上 3 0 日未満 | 回数×（－ 6 点）  |
|          | 3 0 日以上 6 0 日未満 | 回数×（－1 2 点） |
|          | 6 0 日以上         | 回数×（－2 0 点） |

- (5) 指定工種以外の建設工事の入札に参加できる者は、薩摩川内市の工事又は製造の請負、物品の購入等に係る指名競争入札資格審査要綱（平成 1 6 年薩摩川内市訓令第 3 4 号）第 2 条に規定する指名競争入札参加資格業者名簿に登録された者とする。

## 2 指名基準について

- (1) 指名競争入札に付する場合、その競争性を確保するため、指名業者数は 1 0 者以上を原則とする。
- (2) 指名競争入札に付する工事は、災害復旧工事等緊急性・地域性・信頼性を要する工事とする。